

## 戦前の保健所について

法学研究科長 福山道義

昭和12年4月に保健所法が制定され、同年7月に施行された。保健所の業務は翌年の4月から開始された。保健所法の制定時の保健所に関する事項は内務省衛生局の事務分掌であった。内務大臣は警察に関する事務を管理し、府県知事を監督していた。地方行政における衛生事務は警察部衛生課の担当であった。昭和13年1月勅令7号「厚生省官制」により厚生省が発足し、保健所に関する事項は厚生省衛生局指導課の担当となった。しかし、地方の衛生行政は内務省の指導下の各府県の警察部が引き続きこれを行った。帝国議会における保健所法案の審議のなかで、保健所に関する事項は地方行政庁のどの部門に属するかが問題とされた。政府側は、警察部衛生課の下に入ると答弁している。昭和17年地方官官制改正で、地方の衛生行政は府県警察部の手を離れ内政部に移った。

保健所法によれば、保健所は道府県および指定市が主体となり、国の補助を受けて設立される組織である。保健所は「国民ノ体位ヲ向上セシムル為地方ニ於テ保健上必要ナル指導ヲ為ス所」である。このように保健所は保健指導機関であって、治療や権力的行為を行う機関ではないということを立法当局者も強調している。

昭和6年東京市の大塚と広尾に設立された公立結核療養所をはじめとして、健康保険法や簡易生命保険法に基づく事業としての健康相談所の設立など各種の健康相談所が、昭和12年の保健所の設立以前に既に開設されていた。これらの相談所も保健指導を行うことを主たる業務としており、保健所と類似の機能を有していた。保健所は設立主体が地方行政庁であるが、保健所法という法律に基づき全国統一の基準で設置されたことが、保健所が他の各種の健康相談所と異なる重要な点である。

昭和12年当時の社会事情の下、健民健兵が強調され、これに具体的に対処する方策として、保健所が

設立され、厚生省が発足したといっても過言ではないであろう。健民健兵の実現を目指して内務省の下での警察による取締的衛生行政から、保健所や健康相談所による保健指導への転換が求められたのである。

昭和15年国民体力法が公布された。政府は、体力管理を受ける被管理者を17歳以上20歳未満の男子（昭和17年以降は15歳以上26歳未満の男子、被管理者ではないが地方長官が特に必要と認められた者）とし、これらの者の体力管理としての国民体力検査を行った。結核の蔓延と結核による多大な死者数は、健民健兵に大きな支障であった。この支障の克服は当時の生活及び医療の水準からして困難な課題であった。国家は、国民体力法でもってこれに対処しようとした。国民体力法の下で、結核に罹患する可能性の高い年齢層のすべての者に対してツベルクリン反応検査を行い、結核の疑いのある者にはエックス線検査等の精密検査を、一律に国家的規模で実施したが、これは戦後の予防接種法や結核予防法にも大きな影響を与えたと思われる。

昭和17年2月国民体力法の改正により、保健所は国民体力法の下では権力的衛生行政庁としての性格をも有することになる。例えば商店、工場、事業場等の事業主又は管理人の行う体力検査に際しての指揮・監督を地方長官の委任により保健所の長が行うことができるようになった。昭和19年3月「保健所網整備要領」等において、保健所を行政庁としての機能を発揮させること、保健所は疾病およびその処置の範囲を限定して予防上必要な治療的処置を行うとの方針を政府は示している。保健所法の規定および保健所法案の審議において政府が示した方針と異なる機能をも果たすことが保健所に期待された。

保健所は、各種の健康相談所との連携を密接に行い、次第にその中心的存在となった。昭和19年に各種の健康相談所は保健所に併合された。